



質疑 應答

▽道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等尙くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることとは凡て本欄に於て紹介す

▽道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

問 土地收用法に依る事業遂行上町村道の一部を占用し又は付換工事を爲すを要する場合に於て其の占用又は付換工事の出願に對して道路管理者が許可承認を與へず、然らば

(イ)事業認定を受くることを得ざるや

(ロ)監督官廳が管理者に代つて右の許可又は承認を與ふることを得ざるや(東京の一事業者)

答 此問題は随分時々質問される問題である、軌道敷設事業の如き場合には道路の付換工事の如きは何の支障もないのであるが其の村に停留場を設置することを交換條件に持ち出して容易に許可を與へなかつたり、河川工事の如き場合には河川工事其のものに反對なるが故に道路の付換を承認しなかつたり、所謂敵は本能寺にありといふ主義によつて町村道の些少なる付換工事を許可承認せず、その爲に起業者が甚だ困却するといふ事例は頗る多いようである、先づ

(イ)土地收用法に依る事業認定の申請書類は現在に於ては「土地收用法ニ依ル事務處理方法ニ關スル件」(大正六年十一月十日發土第九六號)といふ各地方長官宛内務省土木局長の通牒に従つて處理せられてゐるが、其の第十一號には土地收用法施行令第三條の土地に關しては所管官廳の意見書を添付すべき旨定めてゐて、必ずしも町村道の占用又は付換工事につき管理者の許可承認書を添付するを要しないのであるから、管理者が許可承認を與へざる場

合に於ては其旨の意見書を添付すればよいのである、同通牒の同號には地方長官は之に對する意見書を添付すべき旨定めてゐるが假令地方長官が町村道管理者の不許可不承認の意見を是なりとする意見を表示してゐる場合に於ても理論上内閣は之を顧慮することなく、其の信する所によつて事業の認定を爲し得るのである。

(ロ)事業が認定せられても尙町村道の管理者が道路の占用又は付換工事に許可承認を與へない場合に於ては監督官廳は代つて許可承認を與へることが出来ないものであらうか、占用に付ては道路法第二十九條に依り内務大臣が管理者に代つて許可承認を與へることが出来るのは明であるから疑問の餘地はない。付換工事を爲す必要ある場合に就いては、往々にして道路法第五十三條によつて代つて許可承認を與へ得るものであると考へてゐる人があるようだけれども、それは全く誤解である、道路法第五十三條は監督官廳に對し代つて許可承認を爲すの權限は與へてゐない、只管理者が許可承認を與へざることが不當なりと考ふる場合に於ては、管理者に對して許可承認を與ふべしとい

ふ命令を下し得るに過ぎないのである、此の第五十三條の解釋については本誌第七卷第三號の本欄に於て精しく答へておいたから御一讀を願ひ度い。

更に進んで監督官廳即ち郡長が道路法第五十三條に依り管理者に對し許可承認を與ふべしといふ命令を下したに拘らず町村長が此の命令に従はない場合に於ては如何ともすることが出来るものであらうか、此場合に於ては町村制第一四三條第二項「町村長其他ノ吏員其ノ執行スベキ事件ヲ執行セサルトキハ郡長又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏吏員之ヲ執行スルコトヲ得」といふ規定に基き郡長が代つて許可承認を與へることが出来るのである、何となれば本條は單に町村の固有事務のみに限らず町村又は町村長等の吏員に委任せられたる國府縣其他公共團體の事務についても適用のあることは疑なき所であり、且郡長が道路法第五十三條に依り命令を下さば許可承認を與ふるといふことは當に町村長の執行すべき事件となるからである。

尙市道については右の理論に準じ市制第一六三條に依り府縣知事が代つて許可承認を與へることが出来る、又市町村長又は水

利組合等の管理する道路以外の公物例へば水路、共同墓地等については一々各當該法令の規定を調査して監督官廳に代執行權ありや否やを決するの外はない。(田中省吾)

問 公共團體の經營する貸取橋梁又は貸取渡船場の設備等腐朽したる場合之が工費中へ縣實の補助を申請することを得るや (能知生)

答 公共團體が貸取橋梁又は貸取渡船場を設置する場合は、道路法第二十六條の規定に依つて道路管理者の承認を得て設置するのであつて、同條第二項の規定に依つて之が維持及修繕の義務が在り、之が義務の履行に依つて生ずる費用の負擔は道路法第三十六條の規定に依つて、承認を受けたる者に於て負擔すべきである。しかしながら之等の規定は、工事又は行爲の執行者及之を執行するに依つて生ずる費用の負擔義務者は何人であるかを規定したものであつて、此の費用負擔義務者が如何なる方法で義務を履行するも敢て關する所ではない。従つて自己の財産を以て支辨せやうと、借入金を充てやうと將又縣費の補助を得て履行せやうと何等差支無い所である。たゞ問題の解決は如

法 令

斯場合に於て、縣の補助規則が果して之等に對し補助を爲し得るの途を規定せるや否やに依つて決せられることで在り、従つて如何に補助を申請するも補助規則に於て補助する旨を規定せる以上は如何とも爲し難く、また假りに補助を爲し得ることを規定せる場合と雖縣の財政上の立場より果して補助の詮議を爲し呉れるや否やは保證の限りでない。要するに各々の府縣に付てその財政狀態及補助規則を見なければ何れとも決答を與へ難き問題である。(淺香小兵衛)

◇ × ————— × ◇

◎編輯片言

大分暑くなつて來た。アイスクリームの桶へでも這入りたい様な酷熱の下でも同人は至極健在で、體裁、題材、編輯方針などに付て、ヨリ良きに勉めてゐる。そして本月號は御覽の通本誌にとつて大分珍らしい顔振に書いて貰つた。その他表紙の色合や、研究欄以下の字詰や行數にも新しい試をやつて見た。お氣付あらばドン／＼教へて頂きたい。結局數萬の讀者諸君の意に最も副ふのが吾々の責務であるからである。(小)